

# 「投薬」について



当院では、患者さまの状態に応じて

- ◇ 28日以上長期処方を行うこと
- ◇ リフィル処方箋\* を発行すること

のいずれにも対応が可能です。

なお、長期処方・リフィル処方箋の発行が可能かについては、担当医が患者さまの病状に応じて判断しております。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

## 【参考】

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（厚生労働省令）第20号 第2号

へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。  
この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

\* 「リフィル処方箋」… 症状が安定している患者さまに対して、医師が「リフィルによる処方が可能」と判断した場合に発行される、最大3回まで繰り返し使用できる処方箋です。



医療法人 輝松会  
まつお内科クリニック